

② ボアオの進出は町は企業進出、  
企業誘致ととられているが  
この施設の運営は通常の間が、営利のみを  
求めて運営するものとは全く違う目的で  
譲渡されているのであって、  
企業誘致のために譲渡をしたのではないと  
思うが、どうか。

1、BOAO を那智勝浦町に紹介したのは、  
平成18年、本年の4月3日付のサンケイ新聞に  
よれば「1日年金資金運用基金」とあるが、  
これは事実なのか。  
事実であれば、どのような経緯で紹介するに  
至ったのか。

1、賃貸借契約書の署名がなされた場所は、  
どこだったのか、ご存知か？

2、経済産業大臣から、何か基金側にこの誘致の件で  
話やら相談があったか。

町は大変、おかしい事を言っている。

大きな投資を引き出しておいて、

将来、用地を渡さないとなると

大きな補償問題が生じてくると懸念されると

言っている。

こんな補償の担保を与えなければ、

国との約束が履行できない契約なのか？

## 1) グリーンピア南紀問題

- ① 前回、3月17日の予算委員会で少し質問もさせていただいたが、時間が足りなかったので本日、岩本理事や皆様のご理解、ご配慮を賜りましたので、再度、今回は掘り下げて質疑をさせていただきたいと思いますが、少し、おさらいをしたいと思います。
- まず第1点、このグリーンピア南紀も含め全国で13ヶ所、年金資金等を原資とした財投で設置された、これらの施設の建設費用、総額と売却額の総額はどうなっていますか？

② 建設費用に比べ、売却額は極めて低く

この多額の売却損の発生が年金財政に大きな負担となっているが、

この責任は感じていますか。

③ グリーンピア南紀は昨年、地元の自治体に

譲渡されたが、ここでもう一度経緯と

自治体がその後、この施設をどうしたのか改めて聞かせて欲しい。

④ 122 億に対して、2.7 億円

譲渡価格の設定の考え方、根拠を教えてください。

## 契約の仕方、中身について質問したい

① 特約とはどういう約束なのか？

又、契約なのか？

② 122 億円もの財投、年金資金を使ってそれが、

2 億 7000 万円というわずか **2%強に化け、**

**それが又、民間に 1 億 6000 万などという**

**122 億円の 1%強で今、10 年後に売買されようとして**  
**している。**

この値段が有する意味、意義は大変、大きい訳で  
おります、ある意味だから こんな値段で売り  
買いされることになった。

その根拠はどこに求めたらいいですか。

③ 公共性、公益性をうたっている、

この国と両町との譲渡契約でいろいろ書かれて  
いるが、私は一番 大切な箇所は

14 条～16 条であると思われる。

① 年金基金が町に対して譲渡することとした

**絶対条件**は「必要条件」でも「十分条件」でもない。

正に売却をする条件は

この施設を 10 年間

**「公共性」「公益性」**を果たすことを条件として

の減額売買譲渡であったのではないのか。

## 公共性・公益性とは何か

町は国との約束の公共性、公益性の解釈として  
雇用・地産地消・地域経済の活性化と3点ばかり  
上げているが、これらの事は公共性でも公益性でもなく  
一般の民間の企業の経済活動では当然、伴うべき事柄で  
あって、本来、公共性、公益性とは不特定多数の人々が  
等しくサービスを受用することであり、  
町の解釈はおかしいと思うがどうか。

(総務省)

財産処分の議決が

「今でも10年後でも、いずれかの時期にも行える」

との事は、町が総務省に確認済みとあるが、

それは事実なのか？

そのことが、良しとされる理由な何か？

## 最後の質問（締めくくり）

### ① 両町との契約書の中の 19 条 2 項に

毎年 6 月 30 日には、報告を受けるとなっているが、こんな受身的な事ではなく、しっかりと「どうだ」という事を国から現状報告を求めていく国との約束が履行されているかどうか、というような事をチェックしていく必要があると思うが、どうか。

### ② 社保庁では、福祉施設として設置した

年金福祉施設について、その売却を順次進めていっているようだが、その売却状況はどうか。こんなグリーンピアのような叩き売りをして年金財政の負担を更に大きくするようなことがないよう、反省に立って対応すべきと思うが今後の方針を最後に聞かせて欲しい。